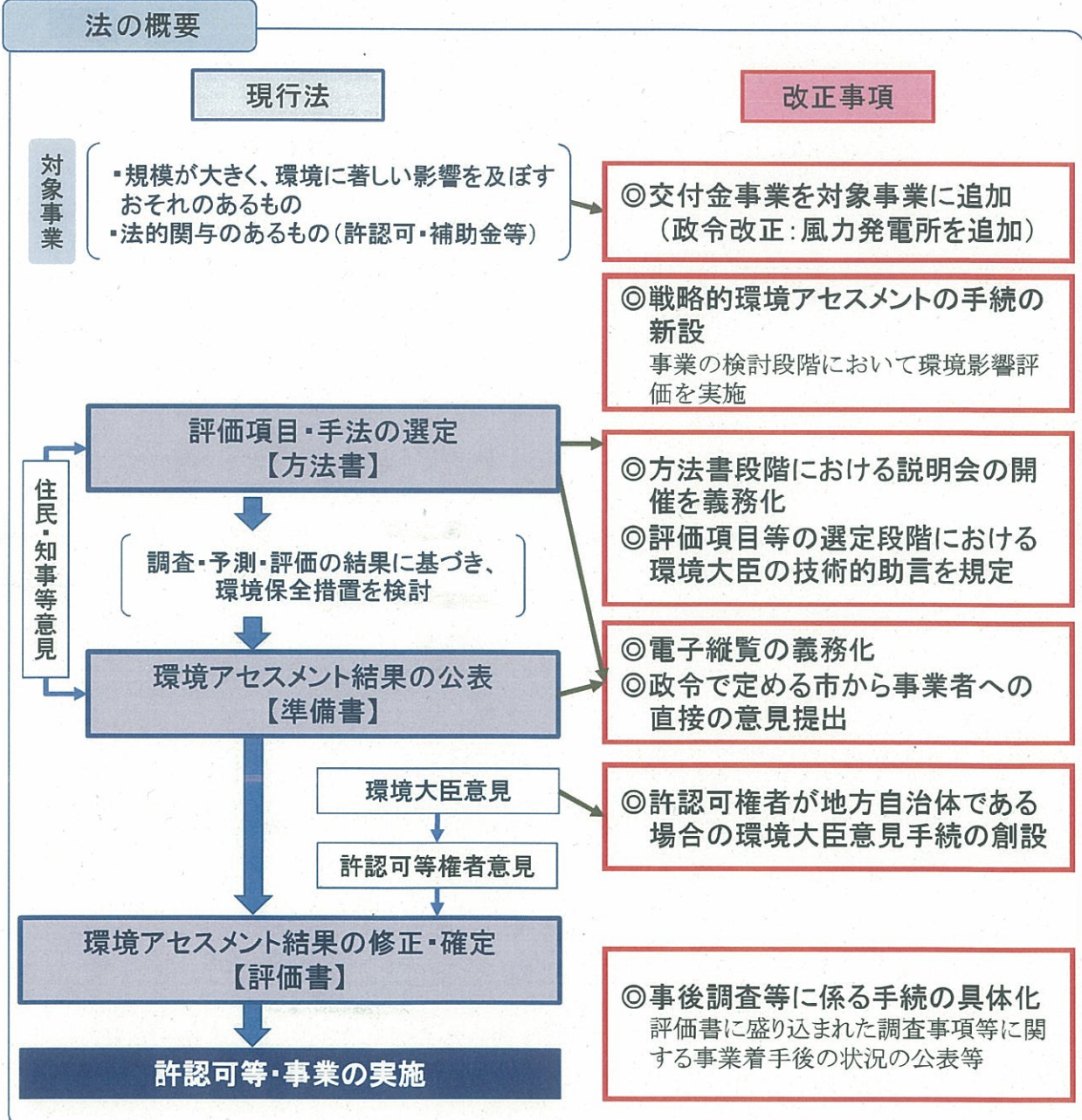


環境影響評価法の一部を改正する法律の概要

法改正の必要性

- 環境影響評価法は、大規模かつ国が一定の関与を行う事業(例:道路、ダム、飛行場等)の実施前に、事業者自らが環境への影響を調査・予測・評価することにより、より環境に配慮した事業の実施を確保するもの。
- 法施行後10年が経過し、社会状況の変化や法の運用実態から明らかになった課題に対応することが必要。



環境影響評価法 改正後のフロー(赤字・赤矢印が法改正事項)

対象事業

交付金事業を対象事業に追加 (政令改正: 風力発電所を追加)

